

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度 大阪市天王寺区における新たな地域コミュニティ支援事業

2 目的

大阪市では、平成24年度に「市政改革プラン」を作成し、ニア・イズ・ベターという考え方のもと、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、様々な取り組みを行ってきましたが、多様化する地域課題に対応するため「区政がめざす姿」を令和5年6月に策定し、今後の方向性を具体化したところです。

現在の地域社会では、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。拡大し続ける「公共」の分野については、行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知る住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりが推進できます。

そこで、この活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体など多様な主体がそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できる「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の活動に、本市として地域に応じた積極的な支援が必要です。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことで、地域において相互に理解し信頼し合いながら協働して豊かなコミュニティを形成し、住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会を実現することを本業務の目的とします。

さらに、つながりの拡充の観点から、マンション住民などこれまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進は重要な課題であり、校区等地域において多くの住民が共有する防災をテーマに地域・住民間のつながりづくりが促進できるよう、地域・マンションにおける自主防災組織の育成など、地域活動に連動し、地域実情に応じた地域防災力の向上に取り組みます。

(参考) 市政改革プラン－新しい住民自治の実現に向けて－ 基本方針編
<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000178949.html>

豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000307831.html>

市政改革プラン2.0(区政編)
<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000516610.html>

市政改革プラン3.0
<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000499487.html>

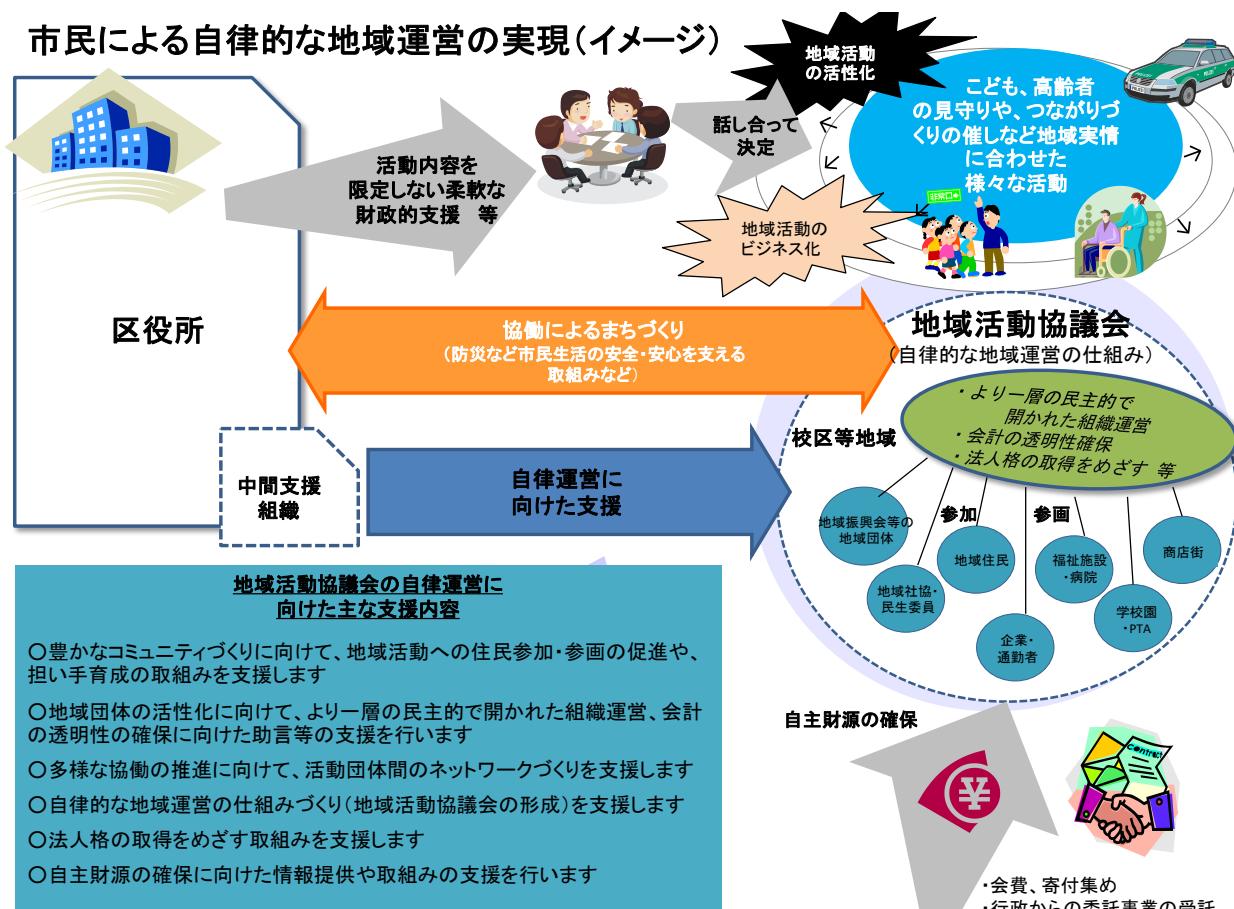
市政改革プラン3.1(市政改革プラン3.0の中間見直し版)
<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000562492.html>

区政がめざす姿
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000602793.html>

3 業務概要

大阪市天王寺区における地域活動協議会の自律運営に向けた積極的支援及び自主防災組織育成など地域と連携した防災力の向上支援

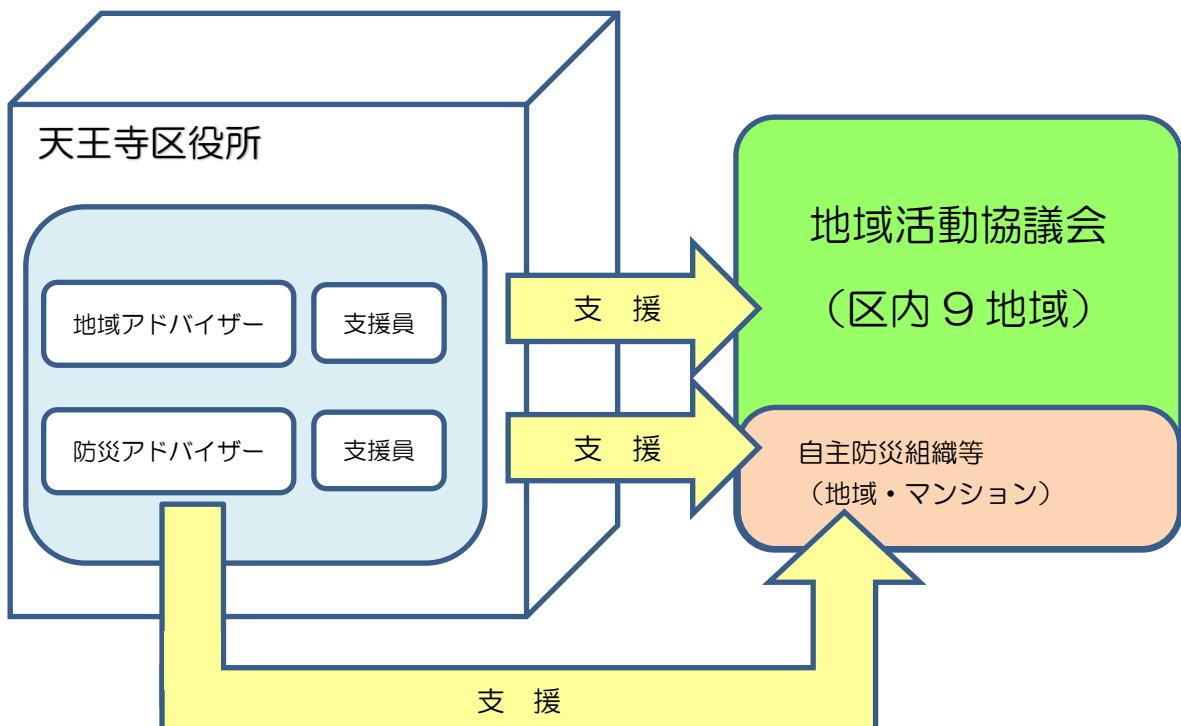
(参考)



4 体制

上記目的を達成するため、大阪市天王寺区役所（以下、「区役所」という。）が提供するスペース内に事務所を設置（以下、「天王寺区まちづくりセンター」という。）したうえで、地域まちづくり支援員等を配置させる。地域まちづくり支援員は、地域実情に応じて、地域等に出向き、下記「5 業務内容」に記載の業務を行うこと。なお、天王寺区まちづくりセンターには、2名以上の地域まちづくり支援員を配置すること。

中間支援組織のイメージ図



(1) 天王寺区まちづくりセンターの設置

天王寺区まちづくりセンターを天王寺区役所3階に設置し、令和8年4月1日からアドバイザー及び地域まちづくり支援員を配置する。

開所日は週5日、開所時間は午前9時から午後5時30分とする。ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

なお、光熱水費、コピー用紙代及びコピー代は受注者が負担すること。（事務机と事務椅子は、区役所で無償提供が可能な場合がある。）

(2) 天王寺区まちづくりセンターにおける組織体制

ア 業務責任者等の配置と業務体制

受注者は、次のとおり、業務責任者、アドバイザー及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。また、補助員（アルバイト等）を、時期を定めて配置することを可能とする。

①業務責任者

「天王寺区まちづくりセンター」における業務を総合的に把握し、事務を指揮・統括する者であること。

②アドバイザー（地域アドバイザー及び防災アドバイザー）

地域アドバイザーは、地域まちづくり支援員を総括し、かつ助言・指導を行う。また、必要に応じ、区役所や地域活動協議会等の相談にも応じるとともに、地域に対し、能動的に支援を行うことができる者であること。

防災アドバイザーは、地域における自主防災組織の育成など、地域実情に応じた地域防災力の向上に資する取り組みを行うことができる者であること。

なお、地域アドバイザーと防災アドバイザーは兼務することも可能とする。

③地域まちづくり支援員

アドバイザーの指揮監督に従い、下記5の業務に従事する者であること。

④補助員（アルバイト等）

業務責任者、アドバイザー及び地域まちづくり支援員が地域への支援活動を充分に行えるよう、「天王寺区まちづくりセンター」において資料作成、電話・窓口対応等を補助する者であること。

⑤開所日において、アドバイザー又は地域まちづくり支援員が地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を整えること。（地域訪問等により、不在となる場合は、即時に連絡が出来る対応をとること。）

⑥アドバイザー及び地域まちづくり支援員は、受注者において、ファシリテート及びコーディネートの能力、会計事務、会議運営の知識やノウハウを有している者を従事させ、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援すること。

⑦地域まちづくり支援員は、受注者において、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者を積極的に配置したうえで、地域団体等と連携連絡を行えるよう、配慮すること。

⑧アドバイザー、地域まちづくり支援員及び補助員（アルバイト等）に対し、受注者は必要な研修を行うこと。

イ 服務規律等

（ア）受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、清潔を保たせなければならない。

（イ）受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

（ウ）受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

（エ）受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること。

5 業務内容

地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、天王寺区における地域活動協議会の自律運営支援にあたっては、次の「天王寺区の実情、状況・課題、今後の支援の方向性について」を念頭に置きながら、効果的な支援を行うための現状分析に基づき、業務を行うこと。

天王寺区の実情、状況・課題、今後の支援の方向性について

《実情》

- ・40歳未満の子育て世代と子どもの割合は区内人口の約43%を占め、子ども・子育て世代が多く、子どもを安心して生み育てられるよう子ども・子育て支援策の充実が求められている。
- ・区内マンションの割合は全居住の約86%を占め、住民間の交流が希薄となりやすい状況となっている。
- ・区内65歳以上人口の約66%が独居世帯または夫婦のみ世帯で、急病時や災害時の孤立化などが懸念される。
- ・上町断層地震等が発生すると大規模な被害が想定されている中、激増する高層マンション等に関する防災対策、地域住民の「自助」「共助」意識を高める対策が必要である。
- ・新旧住民の交流が十分でなく、地域団体の役員の高齢化、後継者や新たな担い手不足が生じている。

《地域活動協議会の状況・課題》

- ・平成24年度に区内すべての地域（9地域）において、地域活動協議会が形成された。
- ・全地域において、コミュニティ回収による自主財源確保に取り組んでいる。
- ・令和7年4月1日現在5地域では、区からの委託業務を受託している。
- ・地域活動協議会に対する認知度について令和6年度の各事業参加者に対してアンケートを行ったところ、「知っている」が70.9%であるが、自律的運営に向け、従来の広報手法に加え、ＩＣＴ等を活用した地域住民へのよりきめ細やかな情報発信による地域コミュニティへの参加、活動の担い手発掘、とりわけ町会加入促進につながるよう支援が必要である。
- ・組織運営（会計処理、広報等）がより自律的に行われることが必要である。
- ・本市では令和6年度に地域活動協議会補助金システムを導入しており、利用促進に向けた支援が必要である。
- ・地域カルテを活用して、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組がより自律的に進められていいくことが必要である。
- ・担い手が固定化し、特定の人への負荷が大きくなってしまっており、新たな担い手の発掘・育成、多様な地域活動主体やNPO、市民活動団体、企業等との連携が必要である。
- ・増加するマンション居住者と地域のつながりを創るため、マンション居住者の地域活動への参加・参画を促進する必要がある。
- ・地域活動協議会の各種活動の中心を担い支える、地域振興町会の加入促進に向けた支援が必要である。

《地域における自主防災組織の状況・課題》

- ・区役所はこれまで、区内すべての地域（9地域）において、地域の自主防災組織と連携して避難所開設運営訓練を行ってきたが、継続して訓練を実施できていない地域や、実施したことのない避難所があるため、今後も継続的な支援が必要である。

また、平成29年度までに、区内すべての地域において地域防災計画（概要版）を策定し、地域に配布したほか、策定した計画については、区ホームページに掲載しているが、策定から長期間経過していることから、現状に見合った改訂が必要である。

- ・平成30年度から、区内マンションにおいて防災出前講座を行うことにより、令和6年度末までに18箇所のマンションが自主防災組織を結成した（平成30年度から令和3年度にかけてマンション防災を専任で担当する職員を配置）。
- ・令和4年度からは、まちづくりセンターが地域・マンションにおける自主防災組織の育成に関わ

り、マンションでの防災出前講座や地域の避難所開設運営訓練の開催を支援している。

《今後の支援の方向性》

- ・地域活動協議会が形成されてから10年以上経過し、地域活動協議会の自律度には差異が生じてお
り、自律度に合わせた重点的な支援を行う必要がある。
- ・地域実情に応じつつも、災害リスクの増大に対応すべく、「自助」「共助」を基本とした地域防災力
の更なる向上を図るため、地域防災計画の改訂も視野に入れながら、避難所開設運営訓練を全9地域
が2~3年に1回は実施している状態をめざす。

(1) 地域活動協議会の自律運営に向けた積極的支援

積極的に校区等地域に出向き、地域団体に対し、様々な市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組み、地域活動協議会の自律的な地域運営につ
ながるよう、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を区役所職員と連携して行うこと。

なお、別紙1-1「地域活動協議会のめざす姿」の状態の実現に向け、別紙1-2「取組状態・自
律度の状況把握シート」の状況を踏まえ、組織の自律形成を目指すこと。

ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促し、活動の活性化に導くため、事業の効果的な実 施を支援

区の特性である若い世代や増加するマンション居住者など地域活動への関わりの薄い人たちに、地
域の「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけと
なるイベント情報の発信などの働きかけを進め、人と人とが出会いつながる機会づくりの支援を行い、
担い手の育成やネットワークの拡大に向け支援を行うこと。

イ 多様な地域活動及び多様な活動主体との連携・協働に向けたネットワークづくりの支援

地域活動協議会が、多様な活動主体と協働・連携する機会創出のため、NPO、企業、市民活動団
体等との交流会やラウンドテーブルを年1回以上開催すること。

ウ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請手続等の助言・支援

(ア) 大阪市天王寺区地域活動協議会補助金申請等のための支援

(イ) 地域活動協議会補助金システムの利用促進に向けた支援

(ウ) 大阪市市民活動推進基金をはじめとした各種基金事業などによる助成金申請のための支援

(エ) その他自主財源獲得のための支援

エ 行政からの委託事業の受託や地域課題をビジネス手法で解決するための助言・支援

(ア) 行政からの委託事業を受託するための支援

国・府・市など行政からの委託、とりわけ、大阪市からの協働型の事業委託を地域活動協議会が
受託するための支援を行うこと。

(イ) コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスの促進に向けた支援

コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の促進に向けた情報提供や、専門相談機関
等への連絡・調整などの支援を行うこと。

オ 開かれた組織運営、会計の透明性の確保、総務的機能の充実などに向けた助言・支援

幅広い人たちが、地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、また、地域団体の活動情報の発
信、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについて、以下の支援を行うこと。

(ア) 会計事務支援

予算・決算、出納事務に係る助言等の支援

(イ) 事業実施支援

事業計画策定、事業実施報告書作成及び広報に係る助言等の支援

(ウ) 議決機関の運営支援

議決機関の運営については、一定適正な取り組みがなされていることから、その状態が維持でき
る支援

(エ) 地域の情報発信に係る助言等の支援

掲示板及び広報紙による広報はもとより、ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム等、ＩＣＴによる広報支援

(オ) デジタル化の支援

S N S の活用、オンライン会議の実施などデジタルツールの活用における助言等の支援

(カ) その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

- ・個人情報保護等の制度のアドバイス
- ・会計監査に係る支援
- ・税務事務及び労務事務に係る支援

ただし、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

力 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

区内の地域活動協議会等の情報交換や連携促進の場として、「意見交換会等」を区役所とともに開催すること。

キ 次世代につながる地域活性化に向けた取り組み

(ア) 新たな担い手発掘のための取り組み

地域活動へのボランティア参加に関心のある住民と、地域活動協議会をマッチングすることによる、新たな担い手発掘につながる取り組みを実施すること。

(イ) 活動の活性化を図るための町会加入促進

地域活動協議会の各種活動の中心を担い支える、地域振興町会への加入促進を区役所と連携して行うこと。

（参考）別紙2「天王寺区町会加入促進アクションプラン（R 6～R 8）」

ク 地域活動協議会認知度向上の取り組み

地域活動協議会の認知度向上に向け、地域活動協議会の役割や活動内容等の情報発信を行うこと。と、

- ・人のつながりの大切さと地域活動協議会活動を伝える区広報板（区内9地域76箇所）掲示用周知ポスターの作成を年3回以上行うこと。
- ・区広報紙を活用した地域活動協議会紹介記事作成を毎月行なうこと。あわせて、様々な広報媒体で月に1回以上、地域活動協議会の活動等の情報発信を行うこと。
- ・まちづくりセンターにおいてS N S を立ち上げ、地域活動協議会の情報発信に取組むこと。

ケ その他

以下の項目については、必要に応じて対応すること。

- ・N P O等法人化に向けた情報提供、法人格を取得するための支援。

(2) 地域と連携した防災力の向上に資する取り組み

防災に関する専門知識を活かし、自治会・町内会第一層支援として以下の取り組みを行うこと。

ア 避難所運営委員会など地域の自主防災組織育成のため、地域（地域活動協議会・町会等が母体）が行う避難所開設運営訓練の開催に向けた支援

・地域の自主防災組織育成のため、ワークショップ等を開催し、地域が行う避難所開設運営訓練に向けた支援を行うこと。

（参考）地域への当初説明資料（今年度資料の例）（別紙3「避難所開設運営訓練（ご提案）」）

・支援を行う際、現在地域ごとに作成している地域防災計画を地域に提示し、その浸透を改めて図ること。

（参考）天王寺区地域防災計画

<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000348242.html>

イ マンションにおける防災力の向上や地域とのつながりづくりの支援

・マンションの防災関係者（理事長・防災担当理事・マンション管理人等）が集う機会にマンションを訪問し、防災を契機としたつながりの大切さを伝え、マンションにおける防災力の向上や地域とのつながりづくりにつなげること。また、マンション住民への啓発のためのコンテンツを作成すること。

(参考) マンション防災の取組

<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000553716.html>

- ・自治会や自主防災組織など住民相互のつながりができるマンションには、地元地域で行われる活動等を紹介し、マンションが地域と地域活動等でつながるよう取組むこと。
- ・地域イベントにて行う在宅避難のノウハウや、地域とのつながりの大切さを伝える学習会を年2回以上開催すること。

(参考) 事業HP（防災を学ぶ「学ボーサイ」）

<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000541797.html>

以上について、区と協議しながら、取組スケジュールを決定し、計画的に行うこと。

(3) その他

ア 相談や受付体制の構築

天王寺区まちづくりセンターの開所時間に、地域団体からの相談に応対するほか、開所時間に相談できない者に対応するため、開所時間外のメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ 業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成して、区役所に提出しなければならない。

ウ 業務報告書の提出等

(ア) 業務報告

受注者は、翌月5日までに、業務の実施状況を記載した業務実施報告書（月次）（別紙4）を作成し、区役所に提出して、確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。前記のほか、区役所との打合せ議事録・指示事項一覧の提出及び区役所が求めた場合は、指示した事案に係る業務状況を記載した報告書を速やかに作成し、提出すること。

(イ) 業務完了報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、令和9年3月31日までに作成し、区役所に提出すること。

エ 連絡調整会議について

大阪市市民局が開催予定の各区役所と受託事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所及び大阪市市民局から、受注者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会した場合は、これに協力すること。

オ 調査研究による地域支援機能の向上

市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。

カ アンケート調査への協力について

本市が実施する地域活動協議会に関するアンケート調査の配布・回収に協力すること。

6 本業務における具体的な成果目標

(1) 別紙1－2「取組状態・自律度の状況把握シート」

全地域活動協議会について、具体的取組の「基本」の全項目達成。

(2) ア 地域が行う避難所開設運営訓練の開催に向けた支援 訓練実施4地域以上

イ マンションにおける防災を契機としたつながりづくりの支援

マンションでの個別支援（出前講座等）2箇所以上

ウ 地域イベントにて行う在宅避難のノウハウなどを伝える学習会の開催年2回以上

エ マンション住民への啓発のためのコンテンツ（区ホームページへ掲載するスライド等）の作成 1種類以上

(3) アンケート調査

項目	目標値
地域活動協議会を知っている参加者の割合	80%以上
地域活動協議会の構成団体が、自律に向けた支援が中間支援組織から行われ、支援が適切に行われている状態にあると思う割合	80%以上

※上記目標値については受注者決定後、契約締結までの間に詳細な調整を行う。

※令和9年2月末時点で目標が達成できない見込みの場合は、目標未達成に係る要因分析報告書を作成のうえ、業務完了報告書と併せて区役所に提出すること。

7 事業評価等について

令和9年1～2月頃に事業評価を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受注者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、事業評価の結果については公表する。

8 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

9 再委託について

- ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

10 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の大阪市天王寺区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和8年度同様の業務委託を実施する場合には受託事業者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜区役所が立ち会うものとする。

11 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的

配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

12 その他

- (1) 天王寺区の概要及び諸統計については、本市HP「区政概要」や「統計情報」を適宜参照すること。
- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上的一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (4) 各事業の実施にあたっては、アンケート（別紙5参照）の実施などにより、事業効果の分析を行うこと。
- (5) 本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (6) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (8) 契約締結までの間に、区役所及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。
- (9) 支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること。（経費は原則として本市負担。）

活用できる本市事業（一例）

- ・大阪市地域公共人材活用促進事業（市民局委託事業）
- ・市民活動総合支援事業（市民局委託事業）
- その他各種本市職員による講座 等

- (10) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（天王寺区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（天王寺区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

地域活動協議会のめざす姿

別紙1-1

- 本市では、「市政改革プラン」に、地域社会の将来像・めざす姿を掲げ、今後の地域社会の諸課題に対応するための仕組みとして「地域活動協議会」を打ち出しています
 - 『市政改革プラン』（基本方針編第3章）、『大都市大阪における「公共」分野の担い手について』（平成25年11月20日付け市長見解）
 - 『豊かな地域社会の形成に向けた区政運営方針』

●各論

めざす姿		地域活動協議会の取組	
地域課題を共有しながら、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を發揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営が行われている	<p>地域課題への取組</p> <p>地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題やニーズを把握し、地域の将来像の共有が出来ている <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている ・話し合いにより補助金が適切に活用されている ・地域活動の進捗に応じ、法人格の取得に向けた取組がなされている ・テーマや必要に応じて、適切な中間支援組織が活用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題やニーズの把握 ・地域の将来像の共有 ・地域課題やニーズに対応するための活動の実施 ・地域活動の進捗に応じて、法人格の取得に向けた検討及び取組 	
	<p>つながりの拡充</p> <p>イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関わりの薄かった住民にとって、つながりの機会となるよう取組が工夫されている <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への参加の呼びかけがITの活用等により効果的になされている 	
	<p>地活協を構成する活動主体同士や、地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地活協を構成する活動主体同士の連携・協働が促進されている <ul style="list-style-type: none"> ・地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている ・ラウンドテーブルなど、誰でも参加出来る交流の場が創出されている ・地活協の新たな活動の企画検討の場等で「地域公共人材」活用の働きかけがなされている 	<ul style="list-style-type: none"> ・地活協がさまざまな活動主体との交流の場に参加し、情報共有 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報発信
	<p>組織運営</p> <p>民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地活協を構成する活動主体による民主的な話し合いのもとで役員の選任や議事運営などが行われ、地域一体となって組織運営がなされている <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動により活動内容や組織・会計の情報が発信され、透明性が確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・地活協の仕組みにさまざまな活動主体が幅広く参画できる民主的で開かれた組織運営 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報発信（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・事業報告 ・予算・決算 ・会計監査、役員の業務監査 ・役員名簿 ・議事録 等の公表、閲覧

(別紙1-2) 取組状態・自律度の状況把握シート

指標の考え方

1. 取組状態の考え方

指標	状態（まちセンの支援の有無は関係ありません）
○	取組イメージの具体的取組が実施できている。
△	取組イメージの具体的取組に着手している。
×	取組イメージの具体的取組に着手していない。

2. 自律度の指標の考え方

指標	状態
A	まちづくりセンター等の支援が必要ない状態
B	まちづくりセンター等の支援がしばしば必要な状態
C	まちづくりセンター等の支援が常に必要な状態

天王寺区
町会加入促進アクションプラン
(R6～R8)

令和6年7月
大阪市天王寺区役所

第Ⅰ アクションプランの目的と背景

Ⅰ アクションプラン策定の背景

- ・大阪市では、もっとも身近な地域コミュニティである町会への加入世帯数は減少し続け、加入率の低下に歯止めがかかっているとは言い難い状況が続いており、地域コミュニティの維持・活性化を目的として、令和6年3月に「大阪市町会加入促進戦略」(以下「戦略」という。)を策定しました。
- ・一方で、区や地域ごとにその特性が異なることから、それぞれに効果的な加入促進策については、地域特性に沿った手法が求められます。
- ・天王寺区では、区や地域の現状を把握したうえで、優先順位を決めて効果的な施策に取り組むため、「天王寺区 町会加入促進アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、町会等の取組支援を行い、町会等と協働で加入率向上に取り組んでまいります。
- ・ただし、戦略に改訂があった場合や本市及び当区の地域コミュニティを取り巻く状況の著しい変化が生じた場合は、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

2 アクションプラン期間と目標

(1) 期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(2) 目標

令和8年度末に町会加入率(※)を令和5年度より向上することを目標とします。

また、人口動態や町会加入者数を加味した総合判断も参考指標として評価を行います。

※町会加入率:大阪市地域振興会を通じた組織現況調査による加入世帯数(区で把握した地域振興会以外の町会の加入世帯数も加算)を、国勢調査の世帯数で除して算出

第2 天王寺区の町会加入率の状況

I 区の状況

- ・令和5年調査において、町会加入世帯数は17,331世帯、町会加入率は41.1%となっており、大阪市平均46.4%と比較して低い水準にあります。
- ・また、平成31年調査から令和5年調査では、町会加入率は低下傾向が続いており、平成31年と令和5年を比較して3.3ポイント減少していますが、加入世帯数は441世帯増加しています。
- ・平成31年と令和5年を比較した際、世帯数の増加に比べて加入世帯数の増加は低く、新規住民の加入率が低いことが想定されます。

	加入世帯数	世帯数 (国勢調査年)	町会加入率	(参考)市平均 町会加入率
平成31年調査	16,890	38,058 (平成27年)	44.4%	55.1%
令和2年調査	16,935	38,058 (平成27年)	44.5%	54.3%
令和3年調査	17,644	42,163 (令和2年)	41.8%	48.5%
令和5年調査	17,331	42,163 (令和2年)	41.1%	46.4%

第2 天王寺区の町会加入率の状況

2 天王寺区の町会加入における課題

令和5年度に実施した区民アンケート結果

町会に加入している (41.5%)、加入していない (38.2%)

「加入していない」と回答した人のうち

- ・自治会・町内会から勧誘されたら、加入すると思う (12.7%)
- ・加入方法がわかれば、(自主的に) 加入すると思う (4.9%)
- ・活動内容がわかれば、加入すると思う (29.1%)
- ・運営方法や会計情報がわかれば、加入すると思う (13.1%)
- ・町会費等に見合うメリットがあれば、加入すると思う (42.2%)
- ・時間・労力の負担がなければ、加入すると思う (49.6%)
- ・近隣の世帯が加入すれば、加入すると思う (4.9%)
- ・その他 (13.9%)

令和5年度区民アンケート

○調査期間
R6.1.29～R6.2.9

○調査対象者 (2,000人)
無作為抽出した18歳以上の区民

○回答数 (回答率)
690人 (34.5%)

○調査方法
調査対象者へ調査票を送付し、
郵送またはオンラインによる回答

○区民アンケートは、区政の充実
を図ることを目的に、毎年実施し
ているもの

○本設問は、令和5年度から追加
し、令和6年度も内容を一部変更
して実施予定

※町会の意義・目的・活動内容・メリットについて、区民の理解度や認知度を高める対策が必要。

第3 天王寺区における基本的な方針と具体的な取組

I 基本的な考え方

- ・戦略における3つの柱に基づく具体的取組のうち、全区で共通の取組を徹底することに加え、区・地域の特性に応じて重点的に取り組む内容を定め、町会と対話しながら、協働で加入促進に取り組みます。

戦略の3つの柱

戦略① 集合住宅への働きかけの徹底

戦略② 「町会プロモーション」の徹底

戦略③ 「次世代型の町会」のモデル導入と展開の支援

第3 天王寺区における基本的な方針と具体的な取組

2(1) 共通取組の徹底

- 全区において、局等と連携し、共通して以下の取組を徹底します。

戦略① 集合住宅への働きかけの徹底

建設段階からの働きかけ

- 新たに建築される集合住宅等情報を活用した建築事業者への強力な働きかけ
(大規模建築物事前協議制度や建築物事前公開制度情報の活用)

既存集合住宅への働きかけ

- 集合住宅向け町会加入促進パンフレット等、広報物の配布・提供
- 宅建協会や地元不動産業者との連携
- 市営住宅への加入勧奨

戦略② 「町会プロモーション」の徹底

「オール大阪」で取り組む広報

- 区の広報紙を使った情報発信
- ICTを活用した情報配信
- 大阪市地域振興会のホームページ等との連携
- 町会加入促進チラシ・ポスターの充実
- イベント等での啓発グッズの配布や呼びかけ
- 「転入者パック」への町会加入案内の封入
- 児童向け啓発冊子の活用
- 加入促進推奨事例の収集・共有

関係機関・企業との連携

- 区社会福祉協議会との連携
- 民間企業等との連携

戦略③ 「次世代型の町会」のモデル導入と展開の支援

現在の町会の課題解決

- 行政からの依頼事項の総点検
- 効率的な町会運営事例の収集・共有

第3 天王寺区における基本的な方針と具体的な取組

2(2) 天王寺区において、共通取組のうち特に優先的に取り組む内容

戦略② 「町会プロモーション」の徹底

町会加入促進チラシ・ポスターの充実

【令和8年度末実績】

- ・
- ・
- ・

- 内容
- ・令和5年度アンケートによると、町会加入率低下の要因として、活動内容に対する理解や加入方法の認知が十分ではないことが挙げられます。
 - ・チラシを作成し、転入者グッズへの封入、公共施設への配架、イベントでの配布など、幅広く周知を行います。
 - ・区広報板や地下鉄駅構内の掲示板にポスターを掲示します。
 - ・区まちづくりセンターを活用し、活動内容に対する理解を深め、加入促進につながる効果的な内容やデザインを検討します。
 - ・活動内容を分かりやすく伝え、加入意識の向上を図るチラシ・ポスターを作成します。
 - ・作成したチラシ・ポスターは、地域でも活用していただけるものとします。

令和6年度

令和7年度

令和8年度

工程

- ・チラシ・ポスター案を検討

- ・チラシ:転入者グッズへの封入、公共施設への配架、イベントでの配布
・ポスター:区広報板や地下鉄駅構内の掲示板に掲示

第3 天王寺区における基本的な方針と具体的な取組

3 区の特性に応じた重点的な取組

戦略② 「町会プロモーション」の徹底

区の広報紙を使った情報発信

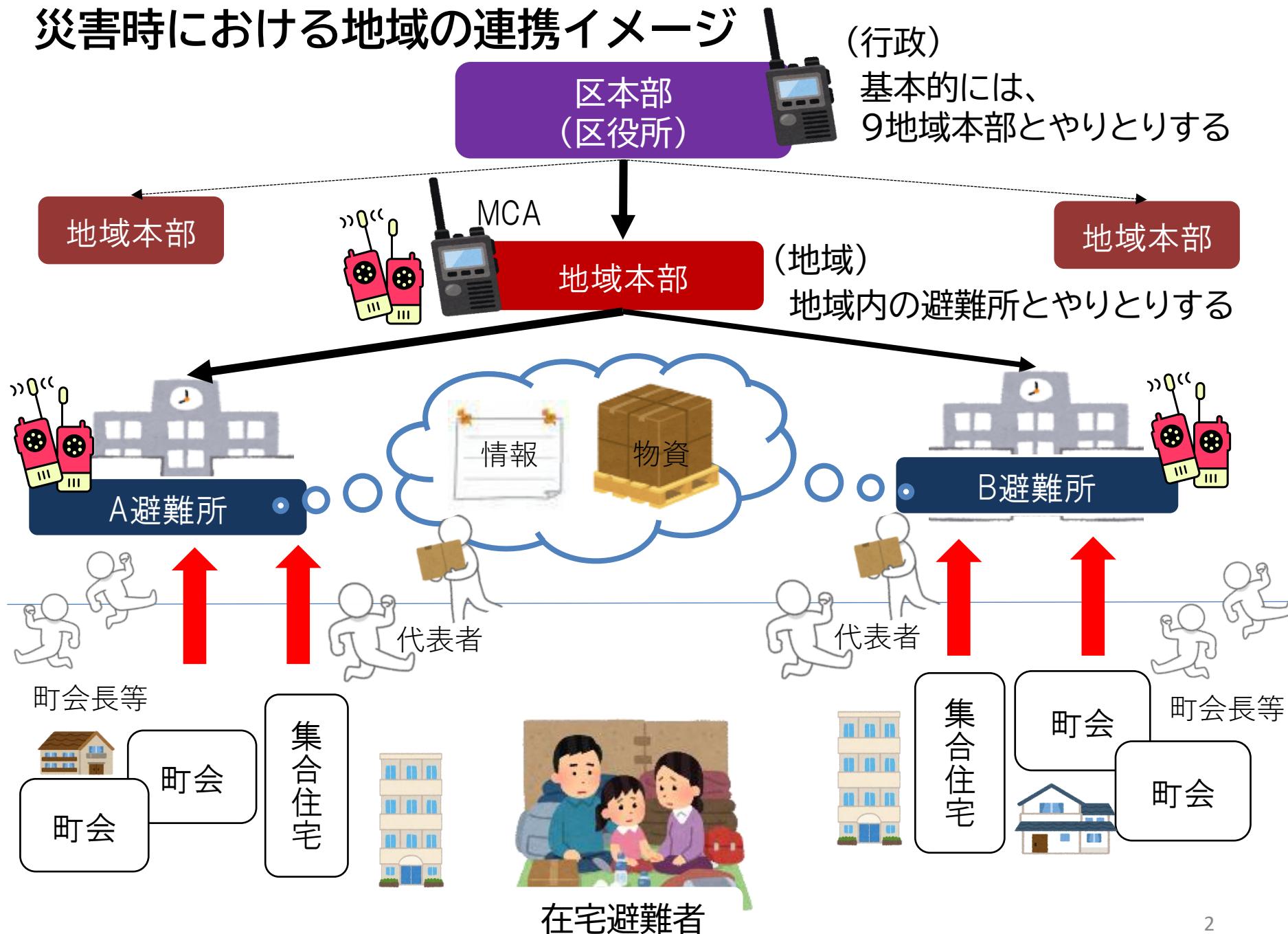
取組一

内容	広報紙を活用し、地域の活動への理解度や認知度向上に向けた取組みを行います。			【令和8年度末実績】 <ul style="list-style-type: none">・・・
	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度アンケートによると、町会加入率低下の要因として、活動内容に対する理解や加入方法の認知が十分ではないことが挙げられます。・天王寺区では、広報紙を全戸配布しており、また転入者グッズにも封入していることから、広報紙は区内居住者や転入者に活動内容や加入方法などを伝えるための効果的な媒体であると考えています。・発信内容については、天王寺区まちづくりセンターを活用し、「防災」、「防犯」、「地域福祉」、「子育て支援」などの特集と組み合わせることで、活動内容に対する理解を深め、町会への加入を促進するだけでなく、加入することの重要性やメリットが伝わるように取り組んでまいります。			
区の特性・取組理由	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
工程	<ul style="list-style-type: none">・広報紙に、町会加入の意義・目的・加入方法を掲載します（区民に向けたメッセージとして、毎月掲載）・特集号を活用し、加入することの重要性やメリットをお伝えします。			

天王寺区役所 市民協働課
まちづくりセンター

避難所開設・運営訓練のご提案

災害時における地域の連携イメージ



地域本部立上げ、避難所開設のめやす

参照：「大阪市自主防災活動ガイドラインVer.1.1（令和7年3月）」
「大阪市避難所開設・運営ガイドライン（令和7年3月改訂）」

震度6弱以上

- ・地域本部員は地域本部設置場所に集合する。
- ・避難者が発生することが見込まれる場合は、区と協議のうえ避難所を開設する。

※ 休日夜間の場合、地域本部設置及び必要に応じて避難所開設後区本部へ報告



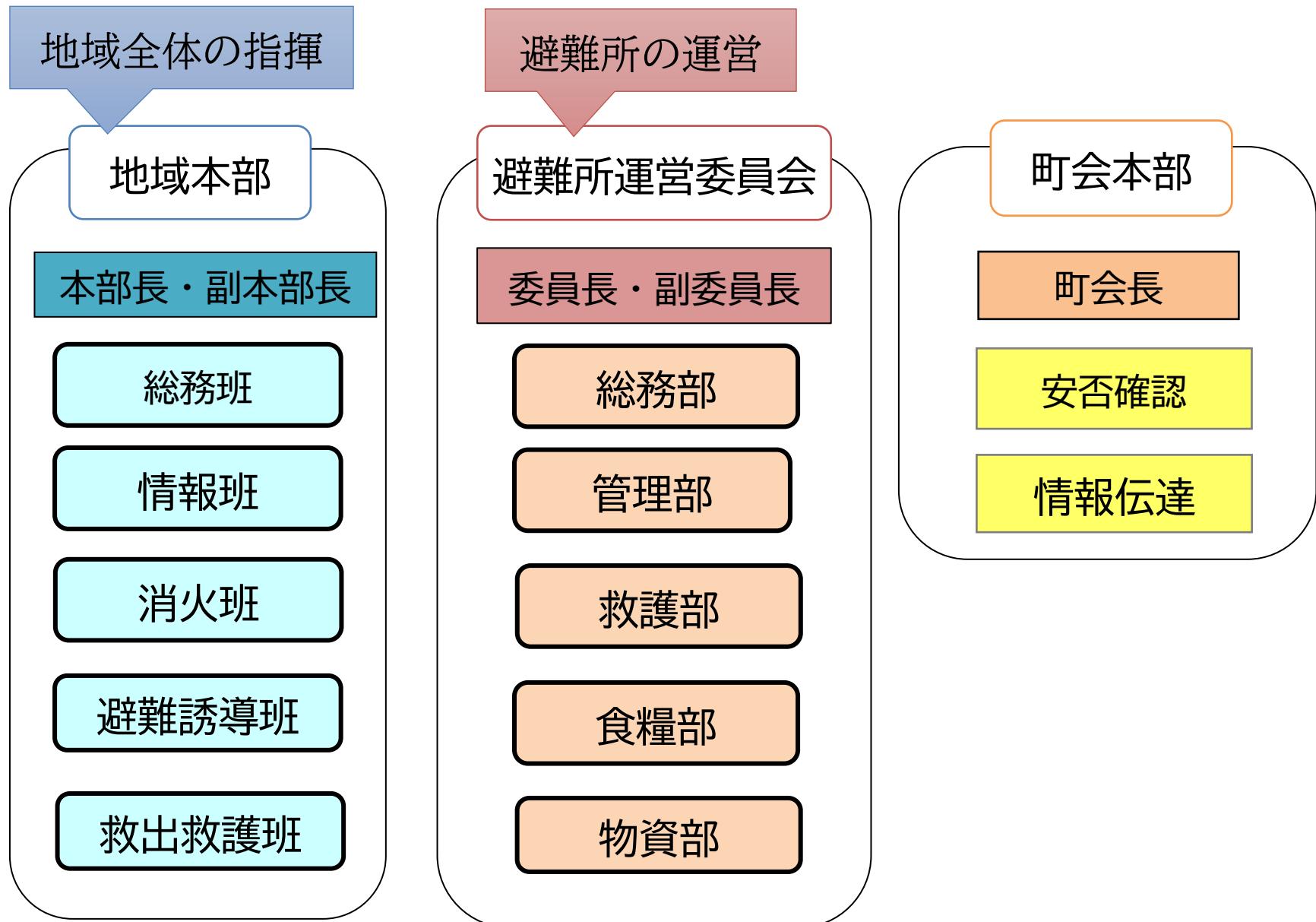
震度5弱・5強

- ・地域本部員同士で連絡を取り合う。
- ・被害が大きいと見込まれる場合は、上記と同様の対応とする。



※地域内で被害や避難者の発生等があった場合は、区役所（区本部）へ報告してください。

自主防災組織の役割分担の検討



避難所開設・運営訓練（案）

①目的・意義

事前に決めた**地域自主防災組織や役割分担**を実践してみることで、

実際に災害が発生した時、**混乱を最小限**に留めることができます。

さらに、本部を設置して運営したり、区や各町会と情報のやりとりを訓練しておくことで、災害にも負けない**安心安全な地域**を目指します。

②訓練方法

流れにそって役割を実践する中で**状況付与**による

ロールプレイング形式の内容を取り入れた訓練です。

☆状況付与・・・シナリオではなく、被害状況から自分たちで判断する。

☆ロールプレイング・・・それぞれの役割で考え、行動する。

防災・減災の取り組み

大規模な災害が発生した場合、災害時避難所の開設は地域が中心となり、区役所や施設管理者と連携しながら運営していくことになります。そのために、あらかじめ、地域の組織編成や役割分担を考えておく必要があります。

訓練までのスケジュール(例)

日時	場所	イベント	対象者
__月__日 ()	会館等 (町会長会議等)	○避難所開設・運営訓練の提案 ○地域の役割分担の確認又は検討	代表者 (町会長、役員等)
__月__日 ()	区役所又は 会館等	【ワークショップ1】 ○災害の基礎知識 ○自主防災組織の役割説明 ○役割分担の確認	地域本部、 避難所運営委員会の委員全員
__月__日 ()	災害時避難所	【ワークショップ2】 ○現地確認 ○訓練予行 ※ワークショップ1と2を統合して実施可能	地域本部、 避難所運営委員会の委員全員
__月__日 ()	災害時避難所	地域本部運営及び 避難所開設・運営訓練	地域本部、 避難所運営委員会の委員全員

天王寺区まちづくりセンター
業務実施報告書
(令和〇年〇月)

令和〇年〇月〇日
天王寺区まちづくりセンター

業務責任者

1 活動概要

活動概要を総括的に記載
(地域活動の支援)

(防災)

2 業務体制 (令和〇年〇月 1日現在)

(1) 業務体制

業務責任者	〇〇	〇〇
地域アドバイザー	〇〇	〇〇
防災アドバイザー	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇

(2) その他

3 天王寺区まちづくりセンターの活動状況

(1) 区民からの相談状況

・相談 (地域活動の支援) の形態

	面談	電話	メール	計
件数	10	24	5	39

・相談 (防災) の形態

	面談	電話	メール	計
件数	10	24	5	39

(2) 市民協働課との情報共有等の状況

〇月〇日 〇時～〇時 今後の事業実施計画について打合せ

〇月〇日 〇時～〇時 ○〇〇・・・について打合せ

(3) まちづくりセンター一定例会等の開催状況

○月○日 ○時～○時 今後の事業実施計画について打合せ

○月○日 ○時～○時 ○○○・・・について打合せ

(4) 研修等の参加状況

○月○日 ○○局主催研修に参加 (AD1名、支援員2名)

○月○日 ○○局主催研修に参加 (支援員2名)

○月○日 まちづくりセンター主催研修に参加 (AD1名、支援員2名)

○月○日 NPOレベルアップ講座 受講 (支援員1名)

(5) その他

4 地域課題調査等の実施状況

手法及び調査内容について、市民協働課と打合せ

抽出率算出検討

5 当月の業務実施における自己評価及び課題となっていること

6 今後に向けて

7 出勤状況

○月		出勤状況				
		地域アドバイザー		防災アドバイザー		
		○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
1	月	○○:○○ ~ △△:△△	○○:○○ ~ △△:△△	○○:○○ ~ △△:△△	○○:○○ ~ △△:△△	○○:○○ ~ △△:△△
2	火					
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					

8 事業実施内容

※仕様書 5 業務内容「(1) 地域活動協議会の自律運営に向けた積極的支援」項目ア～ケ又は「(2) 地域と連携した防災力の向上に資する取り組み」項目ア・イのどの支援項目を実施したかがわかるように記載して下さい。

・以上の報告様式については、使いやすいよう、適宜アレンジしてください。

【地域】

今後の天王寺区まちづくりセンター等の運営の参考とするため、次のアンケートにご協力ください。

(皆さんのが、地域で日々取り組んでおられる各種活動が、様々な活動主体による連携・協力による広がりや、開かれた組織の運営と会計の透明化などを通じて自律的な運営が図られるよう支援をしています。)

Q1	まちづくりセンター等の次の取り組みや支援について地域の活動に役立っていることはありますか。	
	まちづくりセンター等が行う支援の内容	役立っていることに○印 (○印はいくつでも)
1. 事業担当者会議などの話し合いの場の運営支援、事業計画ポスター作成、担当者の引継ぎ支援など、地域内で連携して円滑に活動を実施するための支援		
2. 区広報紙での活動紹介、地域活動協議会紹介ポスターの作成、センターフェイスブック・インスタグラムでの広報など、広く住民へ活動を周知する取り組み		
3. 区全体での情報交換会や事業担当者意見交換会など、他地域の事例や担当者との交流の機会など、活動での工夫につながる取り組み		
4. お手伝い体験会の実施や担い手募集広報支援など地域活動の担い手の拡大に向けた支援		
5. 企業や学校、スポーツチームとの交流の場や連携の支援など、多様な団体等との連携・協働に向けた取り組み		
6. コミュニティ回収の実施や広報、収益活用等に関する支援、その他自主財源の確保に関する情報提供などの支援		
7. 運営委員会等の運営、監査の実施、規約の変更など適正な運営に向けた支援		
8. 補助金活用にともなう手続き全般、会計に関する相談や注意点等の資料等の作成・説明、会計ルールの作成、事業計画書・収支決算書等の作成など会計事務の適正な執行に向けた支援		
9. 広報ひな型等の提供、フェイスブック等立ち上げや活用の支援、I C T講座の開催やS N Sを活用した連絡体制づくり支援など、多様な媒体(広報紙・掲示板・電子広報媒体など)を活用した広報・運営体制づくりの支援		
10. 地域の自主防災組織(地域活動協議会・町会等)が行う避難所開設・運営訓練や防災関連イベント等の実施における企画・運営への支援		
11. その他の内容で受けた支援や受けたい支援があればその内容を記載してください。		
Q2	地域活動協議会に対して、まちづくりセンター等は、地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思いますか。(○印は1つ)	
	<input type="radio"/> ①そう思う <input type="radio"/> ②ややそう思う <input type="radio"/> ③あまりそう思わない <input type="radio"/> ④思わない	
「③あまりそう思わない」「④思わない」と回答された方へお聞きします。そう思わないと回答された具体的な内容や事例等を記入してください。		
Q3	地域活動協議会において、防災・防犯、地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなど地域特性に即した地域課題の解決に向けた取り組みが自律的に進められている状態にあると思いますか。(○印は1つ)	
	<input type="radio"/> ①そう思う <input type="radio"/> ②ややそう思う <input type="radio"/> ③あまりそう思わない <input type="radio"/> ④思わない	

ご協力ありがとうございました。今後の活動に役立ててまいります。